

ダイバーシティの情報開示と実践に関するガイダンス

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、企業にはダイバーシティ、公平性、インクルージョンに関連するリスクと機会、特に性別、人種、民族に関する事項について実効性のある管理および開示を行う責任があると考えています。調査によると、ダイバーシティは株式のリターンに影響を及ぼし¹、このテーマに対して適切な取り組みを行わない企業は、そのレピュテーション、生産性、および総合的なパフォーマンスがリスクにさらされます。ESGリスク管理のこの本質的な側面が当社アセット・スチュワードシップ・チームにとっての優先事項です。本テーマに関する当社が求めることと活動の概要は以下の通りです。

ダイバーシティ、公平性、インクルージョンの開示に関する当社が求めるもの

投資家は、投資先企業のダイバーシティ、公平性、インクルージョンに関する公開データが増加すれば、恩恵を受けることができます。したがって、当社は企業に対して関連する情報を市場と共有するように奨励しており、すべての投資先企業が以下5つの重要分野について情報開示を行うことを求めています。

- 取締役会による監視：**多様なコミュニティに対する製品やサービスの潜在的な影響を含め、企業のダイバーシティ、公平性、インクルージョンに対する取り組みを、取締役会がどのように監督しているかを説明する。
- 戦略：**全体的な長期事業戦略への組み入れを含め、（少なくとも性別、人種、民族に関する）ダイバーシティ、公平性、インクルージョンの推進に対する企業のアプローチについて説明する。
- 目標：**（少なくとも性別、人種、民族に関する）企業のダイバーシティ目標とその達成期限、目標達成のために設定されている方針とプログラム、および進捗状況の計測方法、管理方法、ならびに現在の進捗状況について説明する。
- 計測指標：**企業の全世界の従業員および取締役会のダイバーシティに関して、以下を含む計測値を提供する。
 - 従業員：**関連する情報の収集と開示が合法である市場における、（少なくとも）性別、人種、民族による従業員のダイバーシティ。本情報は、すべての常勤従業員について当該業界に適した雇用区分別の、または職階別の内訳を提示。米国企業は、少なくとも米国雇用機会均等委員会のEEO-1調査で規定されている開示枠組みを使用する。米国以外の企業は、米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）のガイダンスや各国で適切な枠組みに準拠するか、自社の従業員構成の説明に最も適していると考えられる方法による本情報の開示を推奨。
 - 取締役会：**（少なくとも）性別、人種別、民族別の構成を含む、取締役会メンバーのダイバーシティ上の特徴（集計レベルまたは個人レベル）。
- 取締役会のダイバーシティ：**取締役会レベルの（少なくとも性別、人種、民族に関する）ダイバーシティ確保のために、どのような取り組みが行われているか明確に説明する。これには、指名委員会が取締役採用の際に候補者のダイバーシティを確保する方法が含まれる。

ダイバーシティ、公平性、インクルージョンに関する切り口の拡大

ダイバーシティの性別、人種、民族以外の側面についても、投資家、規制当局、その他ステークホルダーの注目が高まりつつあります。たとえば、カリフォルニア州の議員やナスダック証券取引所は、取締役会のダイバーシティにおける自社の観点から、LGBTQ（性的マイノリティ）であることを表明する個人を含めています。障害の有無をダイバーシティの本質的な側面として優先することを求める提唱者もあり、すでにいくつかの（特に米国外の）企業が、自社における障害者の役割について開示を行っています。当社は投資先企業（ポートフォリオに組み入れる企業）に対し、自社組織のダイバーシティに関するすべての情報を開示することを推奨しています。現在は性別、人種、民族を中心としたダイバーシティに焦点を当てる方がより一般的ですが、そこに内在する、考え方の多様性を高めるという意図に完全に合致するのは、すべての情報を開示することだからです。そうした開示をしない場合のレピュテーションリスクと規制リスクも将来的に増加する可能性があります。

エンゲージメント

企業との対話で当社が求めることを明確化

2020年8月に情報開示について当社が企業に期待することを初めて公表して以降、アセット・スチュワードシップ・チームはダイバーシティ、公平性、インクルージョンのテーマについて、世界中の企業に対し275回以上のエンゲージメントを行ってきました。こうした取り組みの一環として、当社チームはポートフォリオに組み入れている投資先企業のうち上位60社に積極的に働きかけ、人的資本管理やダイバーシティ、公平性、インクルージョンに関して踏み込んだ議論を行いました。米国を拠点とする上位企業のうち25社とのエンゲージメントでは、ダイバーシティ関連の情報開示で改善すべき具体的分野について議論しました。当社は、まず2020年秋に各企業のダイバーシティに関する開示内容を分析し、その後2021年夏に再び分析を行い、開示内容が改善されたか評価しました。その結果、当初は改善の余地があった23社のうち20社で、翌年には開示内容が改善されたことがわかりました。当社はこれらの企業が当社の期待に完全に応えられるようになるまでモニタリングを続けていきます。

2022年は、人種や民族のダイバーシティをテーマとし、一連のターゲットを絞ったエンゲージメントを行っていきます。さらに、ジェンダー・ダイバーシティに関する議決権行使方針のさらなる検討を行う中で、取締役会のジェンダー・ダイバーシティの実現が比較的遅れている市場の企業に対し積極的なエンゲージメントを実施します。2022年は、関連する市場の企業や専門家に働きかけ、こうした地域の企業の取締役会の多様化に関するベストプラクティスや課題について理解を深めます。

議決権行使

当社の期待を議決権行使方針に組み込む

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、前述の期待との整合性を図り、公開市場の透明性を高めるために、以下の議決権行使ガイドラインを定めています。

人種・民族

- S&P500指数（米国）またはFTSE 100種総合株価指数（英国）の構成銘柄である企業が取締役会の人種・民族構成を開示しない場合、当社は指名委員会の委員長に対し反対票を投じます。受け入れ可能な開示には、以下が含まれます。
 - 集計レベル（例：「取締役の5%が黒人」、「取締役の7人が有色人種」、「30%が自己申告しないことを選択」）。
 - 個人レベル（例：「ジェーン・ドゥはアフリカ系アメリカ人、ジョン・スミスは白人」など）。
- S&P500指数またはFTSE 100種総合株価指数の構成銘柄である企業で、取締役会に人口構成比に対して採用数が過小な人種・民族グループ（underrepresented racial or ethnic community）の出身者が1人もいない場合、当社は指名委員会の委員長に対し反対票を投じます。

-
- S&P500指数の構成銘柄である企業がEEO-1報告を開示しない場合、当社は報酬委員会の委員長に対し反対票を投じます。受け入れ可能な開示には、以下が含まれます。
 - EEO-1報告の原本。
 - 同報告の正確な内容を図示したもの。

ジェンダー

- 2022年以降、当社はすべての市場の企業、およびすべての株価指数を構成する企業の取締役会に少なくとも1名の女性取締役を含めることを求めています。当社が本方針を初めて導入する市場では、企業がステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのエンゲージメントを受け入れ、少なくとも1名の女性を取締役に迎えるための具体的かつ期限付きの計画を提示する場合は、当社は本方針の適用を猶予する可能性があります。
- 2023年の議決権行使シーズン以降は、当社はラッセル3000指数（米国）、S & P トロント総合指数（カナダ）、FTSE 350種総合株価指数（英国）、ストックス欧州600指数（欧州）、ASX300指数（オーストラリア）の構成銘柄である企業の取締役会に、少なくとも30%は女性取締役で構成されることを求めます。企業がステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのエンゲージメントを受け入れ、女性取締役の比率を30%に引き上げるための具体的かつ期限付きの計画を提示する場合は、当社は本方針の適用を猶予する可能性があります。
- 企業が上記の当社が求める点のいずれかに対応できない場合、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、必要に応じて、指名委員会の委員長、指名委員会が設置されていない場合は取締役会のリーダーに対して、反対票を投じる可能性があります。さらに、企業が3年連続でこの期待に対応できない場合、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、指名委員会の現職の委員全員、または指名プロセスに責任を負うと考えられる人物に対して反対票を投じる可能性があります。

当社の現行のダイバーシティに関する議決権行使方針は、取締役会による実効性のあるガバナンスと監督が重要であるという当社の信念に基づき、主に取締役会メンバーのダイバーシティを高めることに焦点を当てていますが、今後は従業員および幹部職員のレベルに焦点を移していく方針です。企業は、組織のあらゆる階層で多様な人材を採用し、昇進させ、維持していることを確認し、準備をする必要があります。

株主提案

関連する株主提案分析のため、以下のフレームワークを使用：

ダイバーシティ、公平性、インクルージョン報告：問題となっている企業が本ガイダンス文書の冒頭で概略を説明した当社の期待事項のうち4つまたは5つを充足している場合、当社はおそらくダイバーシティ関連の提案に対し反対票を投じることになります。企業が充足する当社の要請事項が3つ以下である場合、当社はおそらく当該企業に対しエンゲージメントを行い、当社の要請事項のさらなる充足を求めることとなります。特定の状況下では、改善を約束している企業に対して棄権という選択肢を利用します。企業が当社の要請事項のうち4つまたは5つを充足することを約束せず、当社のエンゲージメントも成果を生まない場合、当社はおそらくダイバーシティ関連の開示を有意義に前進させる提案を支持することになります。

人種および性別による賃金格差：この問題に関する株主提案を評価するために、当社は企業が以下4つの情報を開示するよう求めます。

- 同じ地位にある者が、人種や性別に関わりなく同じように報酬を得ていることの確認。
- 管理職層別のダイバーシティに関する統計（人種・性別を含む）。
- 管理職層別に設定された長期的なダイバーシティ（特に人種・性別）に特化した目標、および
- 目標の達成をサポートするために実施されている戦略や活動の説明。

当社の求めている内容に応えている企業の場合は、当社は株主提案に対し反対票を投じます。具体的かつ合理的な期間内に当社の求めている内容に応えることを約束している企業に対する株主提案については、当社は棄権します。当社の求める内容に応えておらず、また応えるという約束ができない企業については、株主提案を支持します。

人種間の公平性および公民権監査

当社は、（1）人種間の公平性および／または公民権に関連するリスクを監督するための取締役会のプロセス（例：所管する委員会、委員会開催の頻度など）、（2）企業の製品、活動、サービスが企業の内部および外部の人口構成比に対して採用数が過小なグループに与える影響に関連して取締役会が監督する具体的なリスク、および（3）これらのリスクを軽減するための企業の計画およびプロセスについて明確な説明を公表している企業については、株主提案に対し反対票を投じます。

上記のような人種間の公平性および／または公民権に関連するリスクについて取締役会による監督を改善すること、および関連するリスクを特定し管理することを表明し、具体的な約束をした企業に対する株主提案については、当社は棄権します。

上記のような人種間の公平性および／または公民権に関連するリスクを監督するための取締役会のプロセスを開示しておらず、そうしたリスクに対処するための計画が存在せず、および／または関連するリスクを特定することができない企業については、株主提案を支持します。

ソート・リーダーシップ

取締役会による人種・民族のダイバーシティ、公平性、インクルージョンの監督

2020年に、ステート・ストリート・コーポレーションは、「[人種差別と不平等に対処するための10の行動](#)」をとることを発表しました。この行動の7番目として、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのアセット・スチュワードシップ・チームは、取締役会による人種・民族のダイバーシティ、公平性、インクルージョンの監督のベストプラクティスを研究するために、社内の機能横断的なワークストリームを主導しました。ラッセル・レイノルズ・アソシエイツとフォード財団の協力を得て、FTSE 100種総合株価指数とS & P 500指数を構成する多国籍企業の取締役27名にインタビューを行い、「[取締役会による人種・民族のダイバーシティ、公平性、インクルージョンの監督](#)」と題する報告書を作成しました。

各取締役との対話は、ダイバーシティ、公平性、インクルージョン（DE & I）をより重視したいと考える取締役会のためのロードマップである「人種・民族のダイバーシティの実効性ある監督のための取締役会の10の責任」の開発につながりました。以下がその推奨事項です。

1. 最高経営責任者（CEO）と取締役会長に、人種間の公平性に関する企業の取り組みを長期的に推進する能力とコミットメントがあることを確認する。
2. 人種的、民族的に多様で、DE & Iの監督経験のある取締役によって取締役会を構成する。
3. 人種間の公平性を事業戦略の積極的な目標とし、明確で定量的な主要業績評価指標を設定してその達成に努める。
4. 人種・民族のダイバーシティ、公平性、インクルージョンを委員会および取締役会全体の責任とする。
5. 企業の事業が有色人種のコミュニティに与える潜在的な影響を定期的に評価し、関連する機会を活用し、関連するリスクを軽減する。
6. 取締役会において思慮深く、バランスのとれた、意図的な議論を促進し、取締役が他の意見に対して異議を唱えることができる文化を育成する。
7. 取締役会の議論に、ステークホルダー（従業員を含む）の視点を含める。
8. すべての取締役が実効性のあるDE & Iの監督をできるように、新任時ならびに継続的に実施される体系的なトレーニングプロセスを構築する。
9. 協力関係を構築し、ベストプラクティスを共有し、他の取締役や専門家から学ぶ。
10. 長い道のりになることを理解し、忍耐強く、あきらめない。

結論

当社は、お客様の投資の長期的なリスク調整後のリターンを最大化する受託者としての責任に引き続き注力してまいります。当社は、多様な視点を持つチームが多様なアイデアを生み出し、それが企業の長期的な成功につながると確信しています。アセット・スチュワードシップ・チーム（GovernanceTeam@ssga.com）までご連絡ください。当社は、皆様とともにこの重要なテーマを追求していくことを楽しみにしています。

脚注

1. <https://www.ssga.com/us/en/institutional/fic/inights/ceo-letter-2021-proxy-voting-agenda>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズについて

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、過去40年にわたり、各国政府や機関投資家、金融プロフェッショナルの皆様へ資産運用サービスをご提供しています。厳密なリサーチや分析、厳しいマーケット環境における経験を礎としたリスク考慮型アプローチをもとに、アクティブからインデックス戦略まで幅広く、コスト効率に優れたソリューションを提案いたします。そしてスチュワード（受託者）として、社会、環境への配慮が長期的な成果をもたらすということをお客様に理解を深めていただくよう努めています。インデックス運用とETF、ESG投資の先駆者として、投資における新しい世界を常に切り拓き、約3.86兆ドル²を運用する世界第4位¹の資産運用会社へと成長しています。

1. Pensions & Investments Research Center, 2020年12月末時点。
2. 2021年9月末時点、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー (SSGA FDJ) が取り扱うSPDRの残高約598.4億ドルを含みます。SSGA FDJはSSGAの関連会社です。

- 本稿はステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承下さい。
- 本資料は、情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本資料に記載されている見解は2022年1月時点のものであり、市場およびその他の条件によって変更される場合があります。
- 本資料は、信頼しうると考えられる情報源から得たものですが、正確性・完全性は保証するものではありません。また、将来の投資成果を保証するものではありません。
- 本資料に記載の各インデックスの著作権・知的所有権その他一切の権利は各インデックスを算出・公表している機関・会社に帰属します。
- 本資料の二次使用、複写、転載、転送等を禁じます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25階
金融商品取引業者関東財務局長（金商）第345号
加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会

ssga.com

Information Classification: General
Marketing communication

State Street Global Advisors Worldwide Entities

Abu Dhabi: State Street Global Advisors Limited, ADGM Branch, Al Khatem Tower, Suite 42801, Level 28, ADGM Square, Al Maryah Island, P.O. Box 76404, Abu Dhabi, United Arab Emirates. Regulated by the ADGM Financial Services Regulatory Authority. T: +971 2 245 9000. **Australia:** State Street Global Advisors, Australia, Limited (ABN 42 003 914 225) is the holder of an Australian Financial Services License (AFSL Number 238276). Registered office: Level 14, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia. T: +612 9240-7600. F: +612 9240-7611. **Belgium:** State Street Global Advisors Belgium, Chaussée de La Hulpe 185, 1170 Brussels, Belgium. T: +32 2 663 2036. State Street Global Advisors Belgium is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Canada:** State Street Global Advisors, Ltd., 1981 McGill College Avenue, Suite 500, Montreal, Qc, H3A 3A8, T: +514 282 2400 and 30 Adelaide Street East Suite 800, Toronto, Ontario M5C 3G6. T: +647 775 5900. **France:** State Street Global Advisors Europe Limited, France Branch ("State Street

Global Advisors France") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors France is registered in France with company number RCS Nanterre 899 183 289, and its office is located at Coeur Défense — Tour A — La Défense 4, 33e étage, 100, Esplanade du Général de Gaulle, 92 931 Paris La Défense Cedex, France. T: +33 1 44 45 40 00. F: +33 1 44 45 41 92. **Germany:** State Street Global Advisors Europe Limited, Branch in Germany, Briener Strasse 59, D-80333 Munich, Germany ("State Street Global Advisors Germany"). T: +49 (0)89 55878 400. State Street Global Advisors Germany is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Hong Kong:** State Street Global Advisors Asia Limited, 68/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong. T: +852 2103-0288. F: +852 2103-0200. **Ireland:** State Street Global Advisors Europe Limited is regulated by the Central Bank of Ireland. Registered office address 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Registered Number: 49934. T: +353 (0)1 776 3000. F: +353 (0)1 776 3300. **Italy:** State Street Global Advisors Europe Limited, Italy Branch ("State Street Global Advisors Italy") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and

regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Italy is registered in Italy with company number 11871450968 — REA: 2628603 and VAT number 11871450968, and its office is located at Via Ferrante Aporti, 10 - 20125 Milan, Italy. T: +39 02 32066 100. F: +39 02 32066 155. **Japan:** State Street Global Advisors (Japan) Co., Ltd., Toranomon Hills Mori Tower 25F 1-23-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6325 Japan. T: +81-3-4530-7380. Financial Instruments Business Operator, Kanto Local Financial Bureau (Kinsho #345), Membership: Japan Investment Advisers Association, The Investment Trust Association, Japan, Japan Securities Dealers' Association. **Netherlands:** State Street Global Advisors Netherlands, Apollo Building 7th floor, Herikerbergweg 29, 1101 CN Amsterdam, Netherlands. T: +31 20 7181 000. State Street Global Advisors Netherlands is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. **Singapore:** State Street Global Advisors Singapore Limited, 168, Robinson Road, #33-01 Capital Tower, Singapore 068912 (Company Reg. No: 200002719D, regulated by the Monetary Authority of Singapore). T: +65 6826-7555. F: +65 6826-7501. **Switzerland:** State Street Global Advisors AG, Beethovenstr. 19, CH-8027 Zurich. Registered with the Register of Commerce Zurich CHE-105.07.8.458. T: +41 (0)44 245 70 00. F: +41 (0)44 245 70 16. **United**

Kingdom: State Street Global Advisors Limited. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Registered in England. Registered No. 2509928. VAT No. 5776591 81. Registered office: 20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ. T: 020 3395 6000. F: 020 3395 6350. **United States:** State Street Global Advisors, 1 Iron Street, Boston, MA 02210-1641. T: +1 617 786 3000.

The information provided does not constitute investment advice and it should not be relied on as such. It should not be considered a solicitation to buy or an offer to sell a security.

It does not take into account any investor's particular investment objectives, strategies, tax status or investment horizon. You should consult your tax and financial advisor.

All information has been obtained from sources believed to be reliable, but its accuracy is not guaranteed. There is no representation or warranty as to the current accuracy, reliability or completeness of, nor liability for, decisions based on such information.

The whole or any part of this work may not be reproduced, copied or transmitted or any of its contents disclosed to third parties without State Street Global Advisors' express written consent.

© 2021 State Street Corporation.
All Rights Reserved.
4223663.2.1.APAC.RTL
Exp. Date: 01/31/2023